

平成 23 年

第 2 回臨時輪之内町議会会議録

平成 23 年 11 月 28 日 開会
平成 23 年 11 月 28 日 閉会

輪之内町議会

第2回臨時輪之内町議会会議録目次

11月28日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	1
開会	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
諸般の報告	2
議案上程	2
町長提案説明	2
議第48号（提案説明・質疑・討論・採決）	3
閉会	8
会議録署名議員	9

平成23年11月28日開会 第2回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成23年11月28日

○議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案上程

日程第5 町長提案説明

日程第6 議第48号 輪之内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第6 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	中島修	調整監	尾崎敏美
税務課長	田中実	経営戦略課長	荒川浩
福祉課長	加藤智治	住民課長	兒玉隆
産業課長	岩津英雄	建設課長	加納孝和
教育課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 足利恵信

(午前10時00分 開会)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名です。全員出席でありますから、平成23年第2回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定によって、議長において、5番 浅野利通君、9番 森島正司君を指名します。

○議長（北島 登君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成23年度8月分、9月分に関する出納検査結果報告、並びに平成23年度定期監査報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（北島 登君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（北島 登君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

寒風身にしむ季節になりました。議員各位におかれましては、ますます御壮健にて町政推進に御尽力、御協力を賜り、感謝と御礼を申し上げます。

本日ここに平成23年第2回臨時輪之内町議会の開会に当たり、議員各位には何かと御多用の中を御出席賜り、ありがとうございます。

さて、本日提出させていただきます議案は、条例の一部改正でございます。

それでは、提出議案の提案理由を申し上げます。

議第48号 輪之内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院が、去る9月30日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与勧告を行いました。これに伴い、輪之内町においても、人事院勧告の趣旨により適切な措置を講ずるため、月例給の引き上げに伴う給料表の改定等を実施するため、条例の改正を行うものであります。

以上で提出議案の説明を終わりますが、御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北島 登君）

日程第6、議第48号を議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

参事、中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、配付の議案書をお願いいたします。1ページをお開きください。

議第48号 輪之内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成23年11月28日提出、輪之内町長。

1枚おめくりをいただきまして、第1条では、輪之内町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表第1を次のように改めます。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。第2条では、輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、平成18年輪之内町条例第5号の一部改正をここで行います。附則第7項中の改正でございます。

附則につきましては、6項から成り立っております。

それでは、新旧対照表で御説明を申し上げたいと思います。

最初に今回の条例改正でございますが、人事院勧告に基づき、輪之内町職員の給与に関する条例等を改正しようとするものでございます。

最初に、改正の概略を御説明申し上げます。

まず1点目は給料表の改正を行っております。平均マイナス0.2%、50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置きました引き下げ改定ということでございます。

2点目は、給料の切りかえに伴う経過措置の変更ということで、平成18年4月1日の給料の切りかえに伴いまして、経過措置として現給保障をいたしまして、その差額を支給してございますが、この切りかえ前の給料月額に調整率を乗ずるということで、平成21年度の減額改定対象職員には100分の99.1、これ以外の職員には100分の99.34を乗ずるということでございます。

それから、給与構造改革における経過措置額の変更ということで、現給保障につきましては、平成24年度につきましては、経過措置額の2分の1を減額ということで、上限を設けまして、減額の上限を1万円として、この措置額は平成25年4月1日に廃止をするということでございます。

4点目は、平成23年の12月に支給する期末手当に関する特例措置でございますが、今年度の給与改定におけるマイナス改定分につきましては、12月期の期末手当において減額調整をするということでございます。

それと抑制をされました昇給を回復する調整措置を講じております。平成24年4月1日におきまして、36歳以上42歳未満の職員にあっては1号上位に調整、36歳未満の職員にあっては2号上位に調整ということでございます。平成25年4月1日におきましては、これは規則で定める職員につきまして1号上位に調整するというもので、これが今回の人事院勧告の主な概略でございます。

それでは、対照表の第1条で輪之内町の給料表を改定しておりますが、該当はまず7級におきましては17号給から、それから6級におきましては29号給、5級におきましては37号給、4級は45号給、3級は61号給、2級は77号給からということで、平均マイナス0.2%の改定となっております。

続きまして、新旧対照表の7ページをお願いいたします。

2条関係でございますが、平成18年の輪之内町条例5号の附則の一部を改正するものでございまして、7項の一部改正で、給料の切りかえに伴う経過措置に関する規定でございまして、現給保障に係るもので経過措置の変更に伴い、現給保障廃止関係で平成25年3月31日までの間に限りを追加し、この現給保障額を、平成24年度におきましては経過措置額の2分の1を減額、減額の上限は1万円でございますが、減額をして支給するというところでございます。

次、その7項の1号、2号でございますが、この号は支給率の改正でございます。給料表が改定されましたので、これに伴い支給率も下げております。

続きまして附則関係でございますが、1項の施行期日でございますが、公布の日の属する月の翌月の初日ということで、12月1日を想定いたしております。

それから、その他の規定につきましては、平成24年4月1日から施行するものでござ

います。

2項でございますが、この12月に支給する期末手当に関する特例措置の規定でございます。今年度の給与改定におけるマイナス改定分につきましては、12月期の期末手当において、改定基準による4月の給与に調整率0.37%を乗じまして得た額に4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給いたしました期末・勤勉手当の額にまた調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、この12月期の期末手当の額で減額調整をするものでございます。対象となる職員は、引き下げ改定が行われる給料号給対象職員、または現給保障額を受けている職員でございます。

次に3項、4項でございますが、これにつきましては抑制された昇給を回復する調整措置の規定でございます。これは、先ほど申し上げました人事院勧告の内容に準じまして、平成24年4月1日における号給調整の対象職員は、36歳以上42歳未満の職員にあっては1号上位、36歳未満の職員にあっては2号上位に調整しようとするもので、25年の4月1日における号給調整につきましては規則で定めることになっておりまして、1号上位に調整をするものでございます。

5項でございますが、3項、4項の規定により昇給の上位調整がございますが、この適用を反映するために行う附則の規定でございます。

次に6項でございますが、規則委任の規定を定めてございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回の改正によって減給になる職員というのは何人ぐらいおられるのか。それから、それらの方の平均的な減額はどのぐらいになるのか。

それからもう1点、一番最低の方の、最低というのは減額対象の中の最低の人の年間給与総額というのはどのぐらいになっておるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

参事 中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

それでは、まず今回の改定対象職員は何名かということでございますが、まず給料表の改定に伴う職員と、それから現給保障者、これを合わせまして34名でございます。

それで、平均減給となる額でございますが、影響額をこの人数で除しますと2万1,500円ぐらいの減額となります。

それと、年間で影響のある職員でございますが、号給で申し上げますと、給料表を見ていただければわかると思いますが、3級の76号給を受けている職員でございます。それに平均の給料12ヵ月とあれをさせていただければ給料月額が出ますので、今、給料月額3級の76号給を受けている職員ということで、そこへ12月分と期末・勤勉の支給のあれを足していただければおおよその年間のあれは出ます。

(発言する者あり)

○参事兼会計管理者（中島 修君）

概算で申し上げますが、510万円ほどでございます。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

年間510万円の人がどれぐらい、510万円が幾らになるわけですか、これ。

それと先ほど2万1,500円というのは月額ですか、年間ですか。年額で2万1,500円ね。510万円からどのぐらいになりますかね。ちょっと計算すればいいのかわからんけれども。

○議長（北島 登君）

参事 中島修君。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

510万円から2万1,000円を引いていただいた金額が大体の影響額ということです。

○9番（森島正司君）

2万1,000円は平均でしょう。最低というのが510万円だよ。

○参事兼会計管理者（中島 修君）

平均で高い人もいますので、平均で引けば2万1,000円です。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第48号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

私、今までも職員給与の引き下げということについては、現在の経済情勢から見て、経営回復には内需拡大が必要だと。今の国の動きというのは、景気回復のために輸出産業をふやすとかというようなことでやられていますけれども、基本は内需に持っていかないと継続的な経済発展にはならないと。そういったときに、今年収510万円の方が減額対象になっているということですが、510万円というのが本当に安定した生活のできる水準なのかどうかということだと思いますけれども、この程度のところまで減額しなきゃならないというのはちょっと問題ではないかというふうに思うわけです。

人勧というのは、もともと官公労働者がスト権を剥奪されておって、交渉権もないというような中から人事院勧告というのがなされているわけでありましてけれども、その人勧が、本来このスト権を剥奪されている労働者に対する救済措置としての制度であるにもかかわらず、そこが賃下げを提案するというのは、そもそもこの人勧制度の本来の趣旨から反しているというふうに思っております。その反した趣旨に従って、忠実にそれに従うというのはいかなるものかというふうに私は思っております。

そういう意味で、このわずか510万円の年間所得の人を減額する理由はないというふうに私は思いますので、今回の改正案には反対であります。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

今回の条例改正、人事院勧告に基づいて行われるものでございますが、例えば7級職の17号給で月額40万6,400円の方は、これ400円下がるわけでございます。5級職の44号給ですと37万3,700円の方は1,200円下がると。多い方で7級職の61号給ですと、45万8,400円の方は2,200円、これ0.5%ぐらいですね。この程度であれば、内需拡大にもさほど影響はないと思うわけでございます。

今、周りを見渡してみても、働き口のない方、あるいは職を求めてみえる方が相当多く見えるわけでございます。今回の引き下げも国の基準に合わせて行われるものでございまして、現在の社会情勢を見たときにも、今回の引き下げはやむを得ないものと判断し、改正に賛成をいたします。

○議長（北島 登君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（北島 登君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営委員会に関する事項及び議長の諮問に対する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（北島 登君）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成23年第2回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでございました。

（午前10時23分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年11月28日

輪之内町議会 議長

署名議員

署名議員